

## 学生支援に関する方針

平成31年4月1日制定

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念を実現するため、全ての学生が学修や研究、課外活動等を含め充実した学生生活をおくるための学修環境を整備し、組織的な支援を行うことを目的とし、以下のとおり学生支援に関する方針を定めます。

### 1. 修学支援

- 1) 修学に関する相談体制を整備し、学生が必要とする修学支援組織を構築します。また全ての学生が安心して教育を受けられるよう、奨学金制度や特待生制度等による学生支援制度を充実させます。
- 2) 図書館や学習室を多角的・自発的な学習の「場」として提供し、学力の向上のための支援を行うとともに、e-Learning 等の修学環境を整備します。
- 3) 成績不振者、留年生および休・退学者については、状況を把握・分析し、保護者をふまえた面談等を実施し、具体的な対応を講じます。
- 4) 研究活動において、助言体制を充実し、円滑な学位授与に向けた支援を行います。

### 2. 生活支援

- 1) 学生の抱える問題、とりわけメンタルな問題に対処するため、専門のカウンセラーを置く学生相談室（オレンジルーム）を整備します。
- 2) ハラスメント委員会を設置し、問題解決機能を強化するとともに、防止に向けての啓発活動を行います。
- 3) 課外活動の振興に向けて、学生会や各部の健全な活動に対する支援体制を整備します。
- 4) 健康管理室を設置して学生の健康維持・管理をはかるとともに、感染症対策等に係る管理体制を整備します。

### 3. 国際交流支援

- 1) 国際交流室を整備し、各種留学手続き等をサポートします。
- 2) 留学生や社会人大学院生等に対し、大学で習得した知識・教養に加え、日本での異文化体験等も生かした職業的・社会的役割が果たせるよう、適切な進路支援を行います。さらに留学生サポート委員会を設置し、良好な住居の確保、日本語学修、海外生活等に係る支援体制を整備します。
- 3) 短期留学制度を設けて外国語学修、異文化交流を促進し、国際化意識の醸成をはかります。
- 4) キャリア支援の一環として、国際的経験を深めるための国際交流プログラムの充実をはかります。